

第363回定例県議会報告

令和6年度
奈良県障害者計画に基づく
手話の普及等に必要な施策の
実施状況報告書

奈 良 県

(令和7年6月18日報告)

目 次

I . 趣旨	1
II . 奈良県障害者計画の概要	1
III . 施策の実施状況	3
IV . 参考	1 2

I. 趣旨

奈良県手話言語条例（平成29年4月1日施行、以下「条例」）第9条第4項の規定により、令和6年度における奈良県障害者計画に基づく手話の普及等に必要な施策の実施状況を報告する。

II. 奈良県障害者計画の概要

1 奈良県障害者計画（以下「計画」）の目標

「障害のある人一人ひとりの思いを実現できる奈良県」を目指し、

- 障害のある人が必要に応じて支援を受けつつ、自分の生き方を自分で決め、その生き方が尊重される社会
- 障害のある人が地域の一員として生涯安心して暮らせる社会の実現に取り組む

2 施策推進の基本的な考え方

- 障害のある人に寄り添った生活全般にわたる支援
- ライフステージを通した切れ目のない支援
- 社会参加の促進による自己実現のための支援

3 計画の期間と位置づけ

計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とし、障害者基本法に基づく「都道府県障害者計画」と障害者総合支援法に基づく「都道府県障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「都道府県障害児福祉計画」を一体的に策定。

	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
障害者計画	奈良県障害者計画					奈良県障害者計画					奈良県障害者計画				
障害福祉計画	第4期相当		第5期相当		第5期相当	第6期相当		第7期相当	第7期相当		第8期相当				
障害児福祉計画			第1期相当		第1期相当	第2期相当		第3期相当	第3期相当		第4期相当				

4 手話の普及等に向けた取組

奈良県手話言語条例に基づき、手話の普及及び県民理解の促進を図るとともに、手話を利用しやすい環境整備に向け、手話講習会の開催などによる手話を学ぶ機会の確保、手話を用いた情報発信、手話通訳者等の確保・養成などに取り組む。

5 数値目標

- 「手話通訳者数」について、年間3人程度の登録を目指す。
 - ・ 令和6年度新規登録者：7人
→令和6年度末登録者：137人
(令和6年度末目標：155人)
- 「あいサポーター養成人数」について、3年ごとに10,200人の受講を目指す。
 - ・ 令和4年度～令和6年度（3年間）：4,824人受講
→令和6年度末受講人数：30,454人
(令和6年度末目標：42,100人)

Ⅲ. 施策の実施状況

1 手話の普及及び県民理解の促進



(1) まほろば「あいサポート運動」の推進（障害福祉課）

「あいサポート運動」とは、多様な障害の特性や障害のある方が困っていること、必要な配慮などを理解し、障害のある方に対してちょっとした手助けや配慮を実践することにより、障害のある方が暮らしやすい地域社会（共生社会）を県民とともにつくる運動で、平成21年11月に鳥取県でスタートしており、奈良県では平成25年8月からまほろば「あいサポート運動」として推進。

まほろば「あいサポート運動」の趣旨や障害の特性、障害のある方への必要な配慮等の理解を促進するための「あいサポーター研修」の中で平成30年度に作成した、奈良県版障害理解促進DVD（うち1枚は『奈良県手話言語DVD』）を活用し、挨拶等の手話講座を実施。

まほろば「あいサポート運動」と連携した周知啓発イベントなどを実施。

○あいサポーター研修受講者数（令和6年度）：2,022人

○研修内容（90分）

- ・まほろば「あいサポート運動」の趣旨説明
- ・障害の特性や障害のある方への必要な配慮等に関するDVD視聴
- ・簡単な手話講座

○まほろば「あいサポート運動」周知啓発イベントの実施

- ・内 容 : ①周知啓発のためのパネル展示及び啓発物配布
②体験型イベントにおける手話講座
- ・実施日及び会場 : ① i) 令和6年8月24日～25日
イオンモール橿原
ii) 令和6年9月19日～20日
イオンモール高の原
iii) 令和6年11月2日～3日
イオンモール奈良登美ヶ丘
iv) 令和7年2月15日～16日
イオンモール高の原
② i) 令和6年8月24日～25日
イオンモール橿原

○パネル展示



○体験型イベント



〈まほろば「あいサポート運動」のイメージ〉

あいサポーター

多様な障害の特性、困っていること、必要な配慮などを理解し、障害のある方にちょっとした手助けをする意欲がある方であれば誰でも可

あいサポーター研修の実施

地域や学校、職域などの研修において、「あいサポーター研修」を実施

あいサポートメッセンジャー

「あいサポーター研修」講師

「あいサポート企業・団体」 認定制度

従業員等を対象とした「あいサポーター研修」等に取り組む企業・団体を「あいサポート企業・団体」として認定

（２）多様な広報ツールによる手話の理解促進と周知（障害福祉課）

県民だより奈良やＬＩＮＥなど、広報ツールを活用した手話の理解促進と周知の実施。

○「手話言語の国際デー」の周知・啓発

①奈良県公式 LINE で周知・啓発

②企画展「広めよう！手話言語の国際デー」パネル展示

- ・期 間：令和６年９月１０日～１６日
- ・場 所：県立図書情報館
- ・内 容：９月２３日の「手話言語の国際デー」周知のため、各市町村のブルーライトアップイベントのパネルを展示し、周知等を行った。

○県民だより奈良 掲載

手話コーナー「手話は大切な言語」

<掲載日>

- | | |
|------|---------------------------|
| ６月号 | テーマ「『電話リレーサービス』を知っていますか？」 |
| １０月号 | テーマ「触手話や弱視手話を知っていますか？」 |
| １月号 | テーマ「聞こえない乳幼児が手話を習得するには？」 |
| ３月号 | テーマ「手話言語と演劇鑑賞」 |

（３）奈良県聴覚障害者支援センターにおける活動

（指定管理者：一般社団法人奈良県聴覚障害者協会）

○場 所：奈良県橿原市大久保町３２０番地１１

（奈良県社会福祉総合センター内）

○設置目的：聴覚障害者の自立及び社会参加を支援するため

○活動内容：

①聴覚障害者への情報発信の拠点

- ・インターネットなどを活用した聴覚障害者への必要な生活情報の発信（災害時などの情報発信含む）
- ・手話通訳と字幕入りビデオ・ＤＶＤの製作及び貸出
- ・聴覚障害者への情報提供に必要な機器の貸出（磁気ループ、ＯＨＣ・ＯＨＰ機器等）

②聴覚障害者のコミュニケーション支援の拠点

- ・手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員養成のための研修を実施

- ・手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣調整
- ③聴覚障害者の総合的な相談・支援の拠点
 - ・相談員を設置し、生活相談を実施
 - ・聴覚障害者への生活訓練の実施
- ④聴覚障害者と県民の交流及び理解を深める場の設置
 - ・聴覚障害者同士が集まり情報交換・交流する場の設置

2 手話を利用しやすい環境整備

(1) 手話を学ぶ機会の確保

(ア) 専門職向け手話講習会の実施（障害福祉課）

- ・内 容：聴覚障害のある人への対応を学ぶ
 簡単な手話（挨拶、自己紹介）を学ぶ
 職務上必要な手話を学ぶ（職種別）

消防職向け

- ・実 施 日：令和6年11月5日
- ・会 場：奈良県消防学校
- ・受講者数：56人

介護職向け（全2回）

- ・実 施 日：令和7年1月24日、1月31日
- ・会 場：奈良県聴覚障害者支援センター
- ・受講者数：29人

医療職向け（全2回）

- ・実 施 日：令和7年2月14日、2月28日
- ・会 場：奈良県聴覚障害者支援センター
- ・受講者数：19人

(イ) 中途失聴・難聴者手話講習会の実施（障害福祉課）

- ・実 施 日：令和6年9月13日～令和6年11月8日（全9回）
- ・会 場：奈良県聴覚障害者支援センター及び奈良県社会福祉総合センター
- ・受講者数：6人
- ・内 容：簡単な手話（挨拶、自己紹介）、日常会話を学ぶ

(ウ) 県職員向け手話講習会（障害福祉課）

<初級>

- ・内 容：奈良県手話言語条例の趣旨を知る

聴覚障害のある人への対応を学ぶ
簡単な手話（挨拶、自己紹介）を学ぶ

- ・実施日：令和6年8月22日、9月9日
- ・会場：奈良県庁
- ・受講者数：計42人

新

<中級>

- ・内容：聴覚障害のある人と手話でさらにスムーズに会話を目指す
- ・実施日：令和6年9月6日
- ・会場：奈良県聴覚障害者支援センター
- ・受講者数：16人

(工) 県民向け「はじめての手話講座」（奈良県聴覚障害者支援センター）

- ・内容：奈良県手話言語条例の趣旨を知る
聴覚障害のある人への対応を学ぶ
簡単な手話（挨拶、自己紹介）を学ぶ
- ・実施日：令和6年10月16日（2回）
- ・会場：県立図書情報館
- ・受講者数：計37人

新

(オ) あいサポーターキッズ学習（障害福祉課）

- ・対象：県内小・中学校
- ・内容：聴覚障害のある人への対応を学ぶ
簡単な手話（挨拶、自己紹介）を学ぶ
- ・実施日：令和6年7月16日～令和7年2月6日
（全14回）
- ・受講者数：14校 計820人

(カ) 手話ハンドブックの配付（障害福祉課）

- ・目的：手話及び聴覚障害のある人に対する理解を深める
- ・内容：簡単な手話及び聴覚障害のある人への対応を学ぶ
- ・配付先：研修会、障害理解啓発イベント等を通して配付
 - ・障害福祉課ホームページにおいてもダウンロード可能
 - ・あいサポーター研修受講者、県新規採用職員等へ配付
- ・協力団体：一般社団法人奈良県聴覚障害者協会、奈良県立ろう学校

（２）手話を用いた情報保障の取組

（ア）手話通訳者の派遣等

①知事記者会見等において手話通訳者を配置し、動画を配信

- ・実 績：（知事会見） 24回、計29人の手話通訳者を配置
（県議会） 15回、計68人の手話通訳者を配置

②手話通訳者の派遣

・内 容：

- （ⅰ）県主催のイベントや会議等に手話通訳者を派遣し、聴覚障害のある人に対する情報保障を図る（障害福祉課）
- （ⅱ）県立学校における三者懇談や家庭訪問等において、手話通訳者を派遣することにより聴覚障害のある保護者と県立学校教職員の円滑なコミュニケーションを図る（人権・地域教育課）
- （ⅲ）県内市町村や関係団体等からの依頼を受け、手話通訳者を派遣（奈良県聴覚障害者支援センター）

- ・実 績：660件、計954人の通訳者を派遣

（イ）電話リレーサービス講習会（奈良県聴覚障害者支援センター）

- ・内 容：電話リレーサービスの仕組みや使い方について学ぶ
- ・実 施 日：令和6年11月30日
- ・会 場：奈良県聴覚障害者支援センター
- ・受講者数：9人

（３）手話通訳者等の確保、養成等

（ア）手話通訳者の手話通訳技術の向上（奈良県聴覚障害者支援センター）

○登録手話通訳者研修会

- ・対 象 者：奈良県に手話通訳者として登録している者
- ・会 場：奈良県社会福祉総合センター
- ・実施日等：①令和6年4月20日
 - ・参加者数：87人
 - ・内容：対人援助のためのコミュニケーション
～その基本姿勢～
- ②令和7年2月22日
 - ・参加者数：57人
 - ・内容：一般社団法人奈良県聴覚障害者協会の
取組について 他

○登録手話通訳者実技研修会

- ・対 象 者：奈良県に手話通訳者として登録している希望者
- ・会 場：奈良県聴覚障害者支援センター、奈良市教育センター
大和郡山市役所交流棟みりお～の、奈良県庁
- ・実施日等：①令和6年4月24日（参加者数2人）
②令和6年5月30日（参加者数8人）
③令和6年6月29日（参加者数8人）
④令和6年10月26日（参加者数4人）
⑤令和6年12月7日（参加者数4人）
⑥令和7年2月26日（参加者数8人）
- ・内 容：メディア通訳学習会、場面通訳（要約筆記合同）
頸肩腕障害について、県議会通訳学習会

（イ）手話通訳者の養成（奈良県聴覚障害者支援センター）

○手話通訳者養成講座の実施

- ・対 象 者：手話奉仕員養成講座を修了した者又は手話を駆使して
特定の聴覚障害者と日常会話が可能な者
※手話奉仕員養成講座は各市町村で実施
- ・実 施 日：①第21期（土曜コース）
後期：令和6年4月27日～令和6年7月27日
（前年度から続き） 全11日間
②第22期（月曜コース）
前期：令和6年4月1日～令和6年11月25日
後期：令和7年1月6日～令和7年3月31日
（次年度へ続く） 全31日間
- ・会 場：奈良県聴覚障害者支援センター
奈良県コンベンションセンター
奈良県女性センター
奈良市はぐくみセンター
※第21期後期の内2日間は奈良県コンベンションセ
ンターで実施
※第22期後期の内7日間は奈良県コンベンションセ
ンター、奈良県女性センター、奈良市はぐくみセンター
で実施
- ・受講者数：①7人 ②前期7人、後期5人

○手話通訳者養成パワーアップ講座の実施

- ・対 象 者：手話通訳者の全国統一試験を受験する者

- ・実施日：令和6年8月31日から11月30日のうち全4日間
- ・会場：奈良県聴覚障害者支援センター
大和郡山市役所市民交流棟みりお～の
大和郡山市三の丸会館
- ・受講者数：19人

○手話通訳者養成ステップアップ講座の実施

- ・対象者：手話通訳者養成講座の受講を目指す者
- ・実施日：ハイブリッド型
令和6年6月15日から令和7年1月11日のうち
全15日間（オンライン4日間、集合11日間）
- ・会場：奈良県聴覚障害者支援センター
- ・受講者数：19人

（４）学校における手話の普及

（ア）聴覚障害のある児童の保護者に対する手話学習会の実施
（奈良県立ろう学校）

- ・会場：奈良県立ろう学校

① 0～2歳児の保護者向け

- ・実施日：令和6年4月～令和7年3月
年齢別グループ活動時に実施（各5～10分程度）
- ・回数：0歳児保護者向け 年11回
1歳児保護者向け 年11回
2歳児保護者向け 年20回
- ・受講者数：計294人
- ・講師：早期教育部の教員
- ・内容：日常生活にかかわる手話表現、指文字、自己紹介 他

② 3～5歳児の保護者向け

- ・実施日：令和6年4月～令和7年3月までの10回実施
- ・受講者数：計70人
- ・講師：校内のろう教員
- ・内容：自己紹介、日常生活にかかわる手話表現、
絵本の紹介や読み聞かせ 他

(イ) 聴覚障害のある児童向けの手話を含めた交流会の実施
(奈良県立ろう学校)

- ・ 目 的：手遊びや活動を通し、親子関係を深めることで、乳幼児のよりよい発達を支援するもの
- ・ 会 場：奈良県立ろう学校

① 0 歳児向け

- ・ 対象者数：12 人
- ・ 内 容：それぞれの児童に応じて、月 2 ～ 3 回実施

② 1 歳児向け

- ・ 対象者数：10 人
- ・ 内 容：それぞれの児童に応じて、週 1 回実施

③ 2 歳児向け

- ・ 対象者数：8 人
- ・ 内 容：それぞれの児童に応じて、週 2 回実施

(５) 聴覚障害のある新生児等の早期発見への取組・交流会等

○聴覚障害のある新生児等の早期発見・早期療育の重要性理解促進及び相談・支援技術の資質向上のための情報提供（健康推進課）

- ・ 新生児聴覚検査検討会
- ・ 奈良県新生児聴覚スクリーニング調査の実施（分娩取扱医療機関）
- ・ 新生児聴覚検査に関する調査の実施（市町村）
- ・ 奈良県新生児聴覚スクリーニング検査の手引き第 2 版（H30 年 3 月）の活用促進及び第 3 版（R7 年 3 月）作成
- ・ きこえとことばの研修会（県立ろう学校主催）における行政説明会（県の体制について）

○聴覚障害のある乳幼児の保護者が聴覚障害や手話に対する理解を深めることを目的に、ろう者との出会いの場、交流会の機会を提供（奈良県立ろう学校）

- ・ 実 施 日：令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月までの 20 回実施
- ・ 参加者数：計 118 人
- ・ 協 力：奈良県聴覚障害者協会関係者 3 回、卒業生 17 回

IV. 参考

1 数値データ

(1) 奈良県における「手話通訳者数」

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
134人	141人	145人	137人
令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
136人	140人	134人	129人
令和5年度	令和6年度		
134人	137人		

(2) 奈良県における「あいサポーター養成人数」(累計)

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
11,634人	16,248人	19,518人	21,737人
令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
23,937人	24,461人	25,630人	26,952人
令和5年度	令和6年度		
28,432人	30,454人		

(3) 奈良県立ろう学校における在籍児童生徒数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼稚部	28人	23人	20人	12人	12人	14人	16人	18人	19人
小学部	50人	46人	40人	38人	36人	31人	33人	30人	31人
中学部	24人	28人	33人	33人	26人	27人	20人	21人	18人
高等部	16人	19人	17人	22人	26人	29人	29人	19人	21人
計	118人	116人	110人	105人	100人	101人	98人	88人	89人

※出典：学校基本調査（各年度5月1日現在）

(4) 手話言語条例制定都道府県（令和7年4月1日現在）

※情報・コミュニケーション条例の内容を含む

	府県名	施行日		府県名	施行日
1	鳥取県	平成25年10月13日	21	岐阜県※	平成30年4月1日
2	神奈川県	平成27年4月1日	22	富山県	平成30年4月1日
3	群馬県	平成27年4月1日	23	佐賀県	平成30年9月26日
4	長野県	平成28年3月22日	24	茨城県	平成30年10月2日
5	埼玉県	平成28年4月1日	25	福島県	平成31年4月1日
6	沖縄県	平成28年4月1日	26	宮崎県※	平成31年4月1日
7	千葉県※	平成28年6月28日	27	山口県	令和1年10月8日
8	愛知県※	平成28年10月18日	28	鹿児島県	令和2年4月1日
9	山形県	平成29年3月21日	29	青森県	令和2年7月6日
10	大阪府	平成29年3月29日	30	大分県	令和3年3月12日
11	三重県	平成29年4月1日	31	宮城県	令和3年4月1日
12	秋田県※	平成29年4月1日	32	熊本県※	令和4年4月1日
13	奈良県	平成29年4月1日	33	岡山県	令和4年4月1日
14	和歌山県	平成29年12月26日	34	東京都	令和4年9月1日
15	新潟県	平成29年12月26日	35	山梨県	令和5年3月24日
16	京都府	平成30年3月12日	36	福岡県	令和5年4月1日
17	静岡県	平成30年3月28日	37	長崎県	令和6年4月1日
18	石川県	平成30年4月1日	38	岩手県	令和6年4月1日
19	福井県	平成30年4月1日	39	高知県	令和6年12月26日
20	北海道	平成30年4月1日	40	徳島県	令和7年3月18日

(5) 手話言語条例制定県内市町村（令和7年4月1日現在）

※情報・コミュニケーション条例の内容を含む

	府県名	施行日		府県名	施行日
1	大和郡山市	平成27年4月1日	11	生駒市※	令和2年4月1日
2	天理市	平成29年4月1日	12	香芝市※	令和2年4月1日
3	桜井市	平成30年4月1日	13	斑鳩町	令和2年4月1日
4	橿原市	平成30年4月1日	14	王寺町	令和2年9月17日
5	奈良市	平成31年3月29日	15	河合町	令和2年10月1日
6	五條市	平成31年4月1日	16	三郷町	令和3年7月1日
7	大和高田市	平成31年4月1日	17	平群町	令和4年4月1日
8	広陵町	平成31年4月1日	18	葛城市	令和5年4月1日
9	御所市	令和2年4月1日	19	上牧町	令和5年12月12日
10	宇陀市	令和2年4月1日	20	高取町	令和6年9月19日

2 奈良県障害者施策推進協議会手話言語施策推進部会

手話の普及等に必要な施策について奈良県障害者計画に定めるため、奈良県障害者施策推進協議会条例（平成29年3月奈良県条例第46号）第4条の規定に基づき、奈良県障害者施策推進協議会（以下「推進協議会」）に手話言語施策推進部会（以下「部会」）を設置。

〈参考〉奈良県障害者施策推進協議会条例 ※抜粋
(部会)

第4条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

〈参考〉奈良県手話言語条例 ※抜粋
(計画の策定及び推進)

第9条 県は、障害者基本法第11条第2項の規定による奈良県障害者計画において、手話の普及等に必要な施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 県は、前項に規定する施策について定めようとするときは、あらかじめ、奈良県障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならない。

3 知事は、第一項に規定する施策について、実施状況を公表するとともに、不断の見直しをしなければならない。

4 知事は、毎年度、前項の実施状況を議会に報告するものとする。

○ 部会の役割

部会は、奈良県障害者施策推進協議会手話言語施策推進部会運営要領第2条の規定により、手話の普及等に必要な施策について検討を行う。

〈参考〉奈良県障害者施策推進協議会手話言語施策推進部会運営要領
(所掌事務)

第2条 部会は、奈良県手話言語条例（平成28年3月28日奈良県条例第57号）第9条の規定に基づき、手話の普及等に必要な施策について検討する。

○ 部会の開催

- ・ 日 時：令和6年8月21日
- ・ 場 所：奈良県庁 第一会議室
- ・ 内 容：奈良県手話言語条例に係る施策の推進について 他

3 奈良県障害者計画（令和２年度～令和６年度）の施策体系

（i）理解

1. 障害のある人への理解の促進
 - （１）障害理解の促進
 - （２）行政機関における配慮
2. 差別の解消及び権利擁護の推進
 - （１）障害を理由とする差別の解消及び虐待の防止の推進
 - （２）権利擁護の推進

（ii）相談

1. 日常生活全般の相談
 - （１）相談支援ネットワークの構築
2. 障害特性等に応じた相談
 - （１）相談機能の充実
3. 障害福祉サービスの利用に関する相談
 - （１）サービス等利用計画の質の向上

（iii）生活支援

1. 障害福祉サービスの充実
 - （１）在宅サービス等の充実
 - （２）福祉人材等の確保・育成
2. ネットワークの強化
 - （１）支援ネットワークの形成

（iv）生活環境

1. 住まいの確保
 - （１）グループホームの充実等による住まいの確保
 - （２）施設入所を必要とする人への支援
2. バリアフリーの推進
 - （１）障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進
3. 防犯対策の推進及び消費者被害の防止
 - （１）防犯対策の推進
 - （２）消費者被害の防止
4. 災害時における支援の充実
 - （１）災害時における支援の充実

（v）保健・医療

1. 保健・医療の充実
 - （１）医療と福祉の連携の強化
 - （２）精神障害のある人への支援
 - （３）重症心身障害のある人や医療的ケアが必要な人への支援
 - （４）難病患者への支援
 - （５）認知症の人への支援
2. 療育の推進
 - （１）早期発見
 - （２）地域療育体制の充実

（vi）教育

1. 特別支援教育の充実
 - （１）インクルーシブ教育の充実
 - （２）進路指導の充実

(vii) 就労

1. 雇用の促進

(1) 職場実習の促進 (2) 障害者雇用の促進

2. 就労の継続

(1) 総合的な就労支援

3. 福祉的就労への支援

(1) 福祉的就労の場の確保 (2) 優先調達の推進と工賃の向上

(viii) 社会参加

1. 情報アクセシビリティの推進

(1) 意思疎通支援の充実 (2) 情報保障の充実

2. スポーツ・文化芸術活動等の充実

(1) スポーツ活動の充実 (2) 文化芸術活動等の充実

4 奈良県障害者計画（令和2年度～令和6年度）〈抜粋〉

※下線は「手話の普及等」に関する部分

(i) 理解

1. 障害のある人への理解の促進

《現状と課題》

- 障害のある人の自立や社会参加を進めていくためには、周囲の人々の理解が欠かせません。障害は誰にでも生じる可能性があること、障害は多種多様で同じ障害でも一律でないこと、外見では分からない障害のために理解されず苦しんでいる人がいること、周囲の配慮があれば活躍できる機会がたくさんあること等について理解を深める必要があります。

平成28年4月1日に「障害者差別解消法」が施行され、県では同日に、全ての県民が障害の有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、安心して幸せに暮らすことができる社会の実現に資することを目的に、「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」を施行しました。

- 県では、県民一人ひとりに障害に対する理解を深めてもらうことを目的にまほろばあいサポート運動を推進しています。しかしながら、「奈良県障害者計画改定に向けたアンケート（平成31年4月～令和元年6月実施）」では、障害のある人や障害に対する理解が進んでいない等のご意見が寄せられています。今後も市町村や障害者団体等と連携しながら、より多くの方が参加でき、実践に結びつけることができるよう、より一層まほろばあいサポート運動を推進していく必要があります。

- 手話が言語であるという認識に基づき、全ての県民が手話への理解を深めるとともに、ろう者の人権が尊重され、ろう者とろう者以外の人がお互いを理解し、尊重し合うことができる社会の実現を図るため、平成 29 年 3 月に「奈良県手話言語条例」を制定しました。県民に対して手話が言語であることの周知及び手話の普及、手話を利用しやすい環境整備をさらに推進する必要があります。
- 選挙や最高裁判所裁判官国民審査において、誰もが円滑に投票できるよう、個々の障害特性を踏まえた投票所等の環境づくりや選挙に関する情報提供の充実に一層配慮する必要があります。

取 組

【取組の方向】

様々な障害の特性や障害のある人の困っていることを理解し、ちょっとした手助けや配慮を実践することで、誰もが暮らしやすい地域社会を築く運動を進めます。

（１）障害理解の促進

① 県民参加型啓発運動の推進〔障害福祉課長〕

多様な障害特性や障害のある人への配慮の方法等について、県民理解を促進するまほろばあいサポート運動を推進します。県民や企業・団体等を対象に、障害理解を深めるための研修を幅広く実施し、様々な障害の特性や、それぞれに必要な配慮を理解し、日常生活で障害のある人に対するちょっとした手助けを実践していく「あいサポーター」を養成します。併せて、本運動に積極的に取り組む「あいサポート企業・団体」の認定企業・団体数を増やしていきます。平成 31 年 3 月に作成した「奈良県障害理解促進 DVD」やその他の啓発用パンフレット等を活用しながら、広く県民や企業等に対して様々な障害特性や、必要な配慮などを周知します。参加型・体験型の講座・イベントを開催し、より多くの県民に障害等について「知る」機会を作り、障害を理解し、手助けをできる人を増やします。さらに、平成 28 年 10 月に導入したヘルプマークや令和元年 6 月に導入したヘルプカードの普及啓発により、障害のある人に対する配慮等を促し、障害のある人が支援を求めやすい環境づくりを進めます。

② 手話の普及等〔障害福祉課長〕

「奈良県手話言語条例」に基づき、手話は言語であるという認識のもと、手話の普及及び県民理解の促進を図るとともに、手話を利用しやすい環境整備に向け、手話を学ぶ機会の確保や手話を用いた情報発信、手話通訳者等の確保・養成等に取り組みます。

行政職員や、ろう者が生活する上で関わる医療関係職員、福祉関係職員、消防職員等が聴覚障害のある人への理解を深め、適切な配慮ができるよう手話講習会を開催するとともに、内容の充実を図ります。

中途失聴者や難聴者その他の手話を必要とする人が手話を学ぶことができるよう手話講習会を開催するとともに、内容の充実を図ります。

聴覚障害のある乳幼児がその保護者又は家族と共に手話を獲得することができる環境整備に取り組みます。

また、市町村その他の関係機関、ろう者、手話通訳者等と協力して、まほろばあいサポート運動の推進、手話サークルその他の県民が手話を学ぶ機会の確保等を進めます。

(2) 行政機関における配慮

① 行政機関における合理的配慮の推進

〔障害福祉課長、人事課長、教育委員会企画管理室長、警察本部〕

行政機関の職員等が、障害や障害のある人に対する正しい理解を深め、障害のある人が適切な配慮を受けることができるよう、合理的配慮に関する考え方や具体的な事例等を整理したガイドラインを活用し、実践するよう進めます。

また、県においては、ガイドラインに加え、職員が事務事業を行うにあたり、障害のある人に適切に対応するための事項を定めた「職員対応要領」も活用し、様々な障害の特性やそれぞれに必要な配慮を理解するための職員研修を実施する等、障害のある人に必要かつ合理的な配慮を行います。

② 選挙における配慮〔市町村振興課長〕

段差の解消や分かりやすい案内表示の設置等、投票所の施設や設備のバリアフリー化を、市町村選挙管理委員会と協力して推進します。

代理投票（代筆）制度の適正な運用を推進し、心身の状態その他の理由により自ら投票用紙に記載することができない人の投票を支援します。

点字・音声・インターネットを通じた選挙等に関する情報提供の充実に努めるとともに、投票所での投票が困難な障害のある人の投票機会を確保するため、病院等で行う不在者投票や自宅で投票を行うことのできる郵便等投票制度の周知にも取り組みます。